2　法第十八条の政令で定める限度額は、普通保険にあつては四億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は法第二条第一項第十号に規定する酒類業組合であるときは、八億円）、無担保保険にあつては一億六千万円、特別小口保険にあつては四千万円とする。

（信用保証協会法施行令の一部改正）

第二条　信用保証協会法施行令（昭和二十八年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第二十条第二項第二号イ」を「第二十条第二項第三号イ」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第三条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証」を「並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部改正）

第四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により指定された」を「同法第十五条に規定する危機関連保証に係る保険関係、」に改め、「災害関係保証」の下に「（中小企業信用保険法第二条第六項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第二項の規定により同条第一項の政令で指定された措置及び東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により指定された措置に係るものに限る。）」を加え、同条第二項中「二千五百万円」を「四千万円」に改める。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第五条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「及び同法第十二条に規定する経営安定関連保証」を「並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証」に改める。

附　則

この政令は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

農業保険法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十三号

農業保険法施行令

内閣は、農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十一条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条、第二十二条第二項及び第三項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）、第九十六条、第九十八条第一項第一号、第四号及び第六号、第九十九条第二項（同法第百条第四項及び第百八条において準用する場合を含む。）、第九十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項（同法第百八条において準用する場合を含む。）、第百条第四項、第百一条第一項、第百六条、第百十条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第二項（同法第百七十二条及び第百七十四条において準用する場合並びに同法第百八十七条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項、第百二十二条、第百三十二条第一項第六号、第百六十五条、第百六十六条、第百九十二条、第百九十三条、第二百一条、第二百二条、第二百五条、第二百六条、第二百二十一条第四項、第二百二十二条第三項並びに附則第三条第一項並びに農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第二十五条の規定に基づき、農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　農業共済団体の組織（第五条・第六条）
第三章　農業共済事業等
　第一節　農業共済事業（第七条―第二十条）
　第二節　農業共済責任保険事業（第二十一条―第二十八条）
第四章　農業経営収入保険事業（第二十九条）
第五章　政府の再保険事業等
　第一節　農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第三十条―第三十五条）
　第二節　農業共済事業に係る保険事業（第三十六条―第四十一条）
　第三節　農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第四十二条・第四十三条）
第六章　損害評価会等
　第一節　損害評価会（第四十四条―第四十七条）
　第二節　都道府県農業共済保険審査会（第四十八条―第五十二条）
第七章　補則（第五十三条・第五十四条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この政令において「全国連合会」又は「組合員等」とは、それぞれ農業保険法（以下「法」という。）第十条第一項に規定する全国連合会又は組合員等をいう。

2　この政令において「組合等」、「都道府県連合会」、「農業共済資格団体」、「特定組合」、「事業譲渡」、「施設園芸」、「施設内農作物」、「共済事業を行う市町村」、「事業規程等」、「包括共済関係」又は「特定組合等」とは、それぞれ法第十一条第一項、同条第二項、第二十条第二項、第七十三条第四項、第九十四条第三項、第九十八条第一項第七号、同条第四項第二号、第百七条第一項、第百十六条、第百十一条第一項又は第二百条に規定する組合等、都道府県連合会、農業共済資格団体、特定組合、事業譲渡、施設園芸、施設内農作物、共済事業を行う市町村、事業規程等、包括共済関係又は特定組合等をいう。